



日本カントリークラブゴルフ場利用約款

(約款ならび諸規則の遵守)

- 第 1 条 当ゴルフ場を利用するときは、会員、ゲストを問わず、本約款の各条項ならびにゴルフ規則（日本ゴルフ協会制定）、当クラブ諸規則等に従っていただきます。

(利用の申込みと予約)

- 第 2 条 当ゴルフ場を利用しようとするときは、予め次の方法により申し込み、プレー日及びスタート時刻を予約していただきます。
- (1) 日曜日・祝日及び土曜日
ア. 利用者が全員会員である場合、及び会員がゲストを同伴する場合は、原則としてプレー日の属する月の3ヶ月前の月初めから、プレー日の前日までの間にお申込みいただきます。
イ. 会員が同伴出来なくてゲストを紹介する場合も、アに準じていただきます。
 - (2) 平日（火曜日～金曜日）
会員がゲストを同伴するか、又は紹介する場合は原則としてプレー日の属する月の3ヶ月前の月初めからプレー日の前日までの間にお申し込みいただきます。
 2. 前項の予約者が、所定の人数に満たない場合は当日においてもプレーの申し込みをすることができます。
 3. 予約の取り消し又は変更の必要があるときは、事前に速やかにフロントへ連絡していただきます。

(約款の確認を署名)

- 第 3 条 当ゴルフ場においてプレーしようとする場合は、来場した際フロントにおいて本約款ならびに乗用カート利用約款を確認した上で、所定の名簿に署名していただきます。それにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

(利用の拒絶)

- 第 4 条 当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。
- (1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
 - (2) 天候その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
 - (3) ゲストの利用に際し、会員の同伴又は紹介等がないとき。
 - (4) 利用しようとする者が、公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をするおそれがあるとき。
 - (5) 利用者が暴力団対策法による指定暴力団、その他暴力団の構成員または関係者と認められるとき。
 - (6) その他ゴルフ場の利用について好ましくない事由があるとき。

(休場日・開場時間)

- 第 5 条 当ゴルフ場の休場日と各施設の開場時間は、当ゴルフ場の定めるところに従っていただきます。ただし会員に周知した上で臨時に変更することがあります。

(利用継続の拒絶)

- 第 6 条 当ゴルフ場は次の場合にはプレーの途中においても利用の継続をお断りすることがあります。
- (1) 天候その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき。
 - (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき。
 - (3) 技術が著しく未熟であって、他のプレーヤーに迷惑をかけたたりルール、マナーに違反し、警告を無視したとき。
 - (4) 本約款の何れかの条項に違背して好ましくない行為があったとき。

(高価品)

- 第 7 条 現金その他高価品は、必ず当ゴルフ場所定の貴重品ロッカーにお預けください。または当クラブ所定の貴重品袋に入れ、フロントにて所定の手続きに従いお預け頂くことができます。但し、保管物に関して、内容の明告及び当クラブの確認がない場合には盗難・紛失等にかかわる責任は負いません。

(携帯品、自動車)

- 第 8 条 利用者の携帯品や駐車場の自動車の損傷、盗難（車上盗難含む）につきましては、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(ロッカーの鍵)

- 第 9 条 ロッカーの鍵は、ロッカーの使用終了までお預かり致しません。ロッカーの収容品の盗難、紛失、損傷等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナー遵守)

- 第 10 条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任でプレーしていただきます。

(素振り・コースの保護)

- 第 11 条 素振りは、ティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではしないで下さい。
2. プレーヤーはみだりにティーグラウンドに立ち入らないで下さい。
 3. コースの保護または、後続組のためバンカー均し、グリーン上の自己のピッチマークの補修はプレーヤー自身で行ってください。

(飛距離の確認)

- 第 12 条 先行組みに対しては、後続組みの打者はキャディのアドバイス如何にかかわらず、自分の飛距離は自分で判断して先行組みに打ち込まないように注意して打球して下さい。

(フォアキャディの合図)

- 第 13 条 フォアキャディの合図は、先行組みが通常第二打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断されるときに合図でありますから、合図があっても打者は自分の飛距離を自分で判断して危険のないように注意して打球して下さい。

(打者の前方へ出ないこと)

第 14 条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(隣接ホールへの打込み)

第 15 条 隣接ホール打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自分の飛距離、飛行方向について適切に判断して、打込みの危険がないよう慎重に打球して下さい。
2. もし隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように留意すると共に、自分の同伴プレーヤーにも十分気をつけて危険のないことを確認してから打球してください。

(退避および待避所)

第 16 条 後続組みに対して打球させるときは、先行組みのプレーヤーは、後続組みの打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。
2. 待避所の設けであるホールでは、後続組みが打ち終わるまで必ず待避所内に退避してください。

(ホールアウト後の退去)

第 17 条 ホールアウトした場合は、後続組みの打球に対して安全な場所を通り直ちにグリーンを去り、次のホールへ進んでください。

(雷が発生した場合)

第 18 条 雷が発生し危険な場合はサイレンを鳴らす等、お知らせいたしますので、クラブ側の指示に従い、直ちにプレーを中止し、速やかに待避所等安全と思われる場所に退避して下さい。当クラブは地震、落雷等の天災による事故に対しては責任を負いません。

(火気使用上の注意)

第 19 条 コース内やクラブハウス内においては、所定の場所以外では絶対に火気を使用しないでください。
2. 所定場所においては、マッチの燃えがらや煙草の吸いがらは必ずよく消して灰皿に入れて下さい。

(約款違背の場合の責任)

第 20 条 当ゴルフ場は次の場合には損害賠償の責任を負いません。
(1)利用者が第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条及び第 15 条に違背して第三者に傷害等の事故を発生させた場合。
(2)利用者が第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条及び第 18 条に違背して自ら傷害等の被害を受けた場合。

(プレー終了後のクラブの確認)

第 21 条 利用者はプレーを終了した場合、クラブ、携帯品の紛失、破損、打球事故及びプレーヤー間のトラブル等に付きましては全てプレーヤー自身の責任となりプレーヤー及びプレーヤー間にて解決していただくとし、当クラブでは一切責任を負いません。
2. 確認後は、クラブの不足、瑕疵等について当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設等に損害を与えた場合)

第 22 条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設、車両等に損害を与えた場合は、その損害について賠償をしていただきます。

(ゴルフ場への持ち込み品)

第 23 条 ゴルフ場へ下記のものを持ち込むことをお断りします。
(1)動物、鳥類等のペット類。
(2)著しく悪臭を放つもの。
(3)銃砲刀剣類。
(4)発火、爆発の恐れがあるもの。
(5)騒音を発生するもの。
(6)著しく高価な貴金属等。

(ゴルフ場における行為の禁止)

第 24 条 ゴルフ場においては下記の行為をすることをお断りします。
(1)とばく、その他風紀を乱す行為。
(2)物品販売、宣伝広告等の行為。
(3)プレーヤー以外の者のコース内立ち入り。(ただし当ゴルフ場が特に許可する場合を除く)
(4)他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為。

(携帯電話の使用)

第 25 条 コース内における携帯電話の使用は、ご遠慮いただきます。

(宅配便の取り扱い)

第 26 条 宅配便によるゴルフクラブ、バック、シューズ、商品等のお取り次は致しますが、当該物品の紛失・損傷等に関し、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(忘れ物)

第 27 条 当クラブ内での忘れ物は、発見の日から 3 ヶ月間お預かりいたします。その所有者であることを証明して、期間内にお引き取りください。ただし、下着類その他保管に適さない物はこの限りではありません。

(約款の改定)

第 28 条 クラブ運営状況等の変更により当約款を改定することもありますのであらかじめご承知下さい。

(信義則)

第 29 条 その他規約、本約款に定めのない事項はゴルフプレーヤーの精神にのっとり信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

日本カントリークラブ 乗用カート利用約款

第1条（本約款の目的）

本約款は、当ゴルフ場の乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に関する基準をさだめ、施設利用者の安全、ならびに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

第2条（本約款の遵守）

カートの発進と停止の操作（リモコンおよびカート本体にある発信・停止ボタンの操作）を含む運転を行う者（以下「運転者」と称します）、および当該カートの同乗者（以下「同乗者」と称し、運転者および同乗者を総称して「利用者」と称します）はカート利用に関し、キャディ付プレー・セルフプレーにかかわらず本約款を遵守する義務を負います。

第3条（カート利用の申し込み）

1. カート利用の申し込みは、「日本カントリークラブ利用約款」第一条（約款ならびに諸規則の遵守・利用契約の成立）、第二条（利用の申し込みと予約）に含まれております。
2. カート利用の承認は、利用者全員が施設利用の申し込みを終えた後、係員が当該カートに案内したときに効力を生じます。
3. 前項の場合、利用者は当該カートに関する運行支配者となり、当ゴルフ場は当該カートに関する運行支配者でなくなります。

第4条（運転の制限）

1. カートは、係りの案内・指示やカートに備え付けている運行事項（「プレーヤーの皆さまへ」）に従って走行してください。
2. カートはゴルフ場施設以外では利用運行することはできません。

第5条（走行場所）

1. カートは、所定のカート用道路以外の場所では走行できません。
2. やむを得ない事情によりカートをカート用道路以外で走行させる必要がある場合には、直ちに係員に連絡してください。カートの移動は係員において行います。

第6条（運転の資格）

1. 運転者は運転免許証を有する方に限ります。
2. 次の事由のある方は運転者となることが出来ません。
 - ① 運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方。
 - ② アルコール類を飲用した方やその他の事由により正常な運転が困難な方。
 - ③ 免許停止・取り消し等により前項にかかる運転免許資格を有していない方。

第7条（運行責任者）

1. 運転者は、当該カートの運行責任者となります。
2. 運行責任者はカートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
3. 運行責任者が交代する場合は、運行責任者が変更となることを認識して、利用者間の協議、及び責任において、これを行ってください。
4. カートの停止、同乗者の乗り降り、その他のカート運行に関する事項は、運行責任者の判断と責任において、これを行い、同乗者はカート運行に関し、運行責任者の指示に従ってください。

第8条（安全運転義務）

運転者は、カート運行に関し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、当該カートに対する損傷あるいは施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により当該カートを運転してください。

第9条（運転中の注意義務）

1. (イ) カートはカート用道路のみを走行させることとし、カート用道路などに標示している走行方法、走行方向、走行速度及び停止線などに従ってください。
(ロ) カートが起伏のある場所、上下勾配がある場所、曲折した場所又はカートが転落する危険がある場所を走行する場合は、同乗者に声をかけ、最善の注意をはらって走行してください。
(ハ) リモコンを操作してカート进行させる場合、リモコン操作者は、カートの走行による事故が発生しないように注意し、見える場所の範囲でカートを移動させ、見えない場所へカートを移動させないでください。
(ニ) セルフプレーの場合、カートは自動運転の方法で行い、手動運転の方法で行わないでください。
(ホ) 運転者は、歩経路及びカート用道路を道路とみなし、道路交通法に定める運転方法及び運行方法に準拠してカートを走行させてください。
2. 運転者が前項に定めるいずれかの注意義務を懈怠したことによりカート事故が生じて物的損害ないし人的損害を惹起した場合、運転者は被害者に対し、当該カート事故と相当因果関係のある損害について賠償責任を負います。

第10条（同乗者等の注意事項）

同乗者は、カート利用に際し、次の事項を遵守してください。

- (1) カートへの乗車は、カートの定員を守ってください。
- (2) カートの走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないように注意してください。
- (3) カートが発進する際ならびに走行中はアームレスト・アシストグリップ等に掴まってください。

第11条（利用の中止等）

1. 気象状況の著しい変化（雷雲の発生・接近等）により、カートの利用が利用者に危害を及ぼす恐れがある時。
2. 利用者に、次の事由がある場合には、当該利用者につき、運転を禁止し、カート利用を中止し、あるいは施設利用を中止していただくことがあります。
 - ① 運転者に、運転の資格の無いことが判明したとき。
 - ② 利用者に、本約款あるいはクラブ規約その他の規則に反する行為があったとき。
 - ③ スロープレーにより著しく進行の妨げや、その他のプレーヤーに著しく迷惑となる行為が確認された場合。

第12条（事故の場合の連絡）

利用者はプレー中の事故またはカート事故が発生した場合、もしくはカートが故障した場合、プレーを中止し、直ちにマスター室にその旨連絡しなければなりません。

第13条（事故の場合の責任等）

1. 運転者が、カートの運行に関し、故意または過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他の施設内の物品も含む）に損害を及ぼす事故（以下「カート事故」という）を起こした場合には、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
2. 同乗者の故意または過失により、カート事故を生じ、またはカート事故を誘発した場合には、当該カートの態様に応じ、運転者と連帯して、あるいは単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
3. 同乗者が、カート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に、本約款に反する行為があった場合には、事情に従い、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により、免責されることがあります。
4. 当ゴルフ場は、運転者に対して本カート利用約款に基づいてカートの利用を許諾した時に当該カートの運行を支配していませんので、当該カートによる事故で生じた人的及び物的損害について損害賠償責任を負いま

せん。ただし、当ゴルフ場が所有するカートまたはカート道路などの設備の不具合、又は当ゴルフ場の従業員の故意又は重大な過失により生じたカート事故による人的もしくは物的損害については、この限りでありません。

第14条（カートに積載した物品の管理）

利用者は、カートに積載したゴルフ用品及びその他の携行品などについて、自らの責任で管理してください。当ゴルフ場は、前記物品が紛失した場合、その責任を負いません。ただし、前記物品が紛失したことについて当社の責に帰す事由があるときは、この限りではありません。

第15条（周知、変更）

当社は、本約款をクラブハウス内に掲示又はその他の方法でカート利用者に周知することで本約款が利用者に適用されることとし、本約款を変更する場合も同様とします。なお、本約款を変更する場合は、周知の際に定める適用開始日以降適用されるものとします。

（日本カントリークラブ 2023年3月1日 改定）